

「認定事業場に対する不利益処分等実施要領」の制定等について

令和元年6月28日
国土交通省
航空局安全部
航空機安全課

1. 背景

国土交通省航空局は、国際民間航空条約第19附属書に基づき、「航空安全プログラム」（平成26年4月施行）を策定し、航空法第20条第5項に基づき、同条第1項の認定を受けた事業場（以下「認定事業場」という。）に対する不利益処分及び行政指導（以下「不利益処分等」という。）の執行方針を明らかにしている。

航空運送事業者等に対しては、平成30年3月に「航空の安全に係る不利益処分等の実施要領」が策定された。一方、認定事業場に対しては内部規定に基づき不利益処分等を実施しているが、今般、認定事業場に対しても明確な基準に基づく公正かつ透明な航空安全行政の一層の推進を図るため、不利益処分等の発動要件等について、「航空安全プログラム」を更に具体化した実施要領を公表することとする。

2. 通達の概要

（1）不利益処分等の種類

認定事業場に対する不利益処分の種類は、軽微なものから順に、業務改善命令、認定業務の全部又は一部の停止命令及び認定の取消しとする。

これらに至らないものは行政指導とし、軽微なものから順に、口頭指導、嚴重注意及び業務改善勧告とする。

（2）不利益処分等の決定

不利益処分等は、航空法規への違反（以下単に「違反」という。）の内容、違反に係る悪質性等に応じて行うこととする。

（3）不利益処分等の基準の特例

違反による社会的影響の大きさ、複数部門の違反が行われているか、過去2年以内に同一の違反により不利益処分等を受けているか、認定事業場による自主的な改善が認められるか、違反の当事者が自発的に航空安全当局に対して違反を報告したか等を考慮して、不利益処分等を加重又は軽減することができるものとする。

（4）その他

違反には至らないものの、不適切な業務の運営により安全性等確保に支障が生じている事実があると認められる場合には、その内容及びその発生を予防する取組状況に応じて、行政指導を実施するものとする。

3. 事業場認定に関する一般方針の一部改正について

「事業場認定に関する一般方針」第I部第6-6項に不利益処分に関する記述があるところ、詳細については本実施要領に規定する旨を記載する。また、様式10を一部改正する。

4. 今後のスケジュール（予定）

公布・施行 令和元年8月